



## 申請、記入の注意について

### 1 申請上の注意

- (1) 平成27年9月30日以前に受給権が発生した共済年金等を受給されている方は、それぞれの実施機関に再交付申請を行っていただく必要があります。
- (2) 平成27年10月1日以降に受給権が発生した厚生年金等を受給されている方で、当組合以外の他の実施機関の年金についても再交付を希望する場合は、年金コードを記入することにより、他の実施機関にもこの申請書が回付されますので、それぞれの実施機関で申請を行っていただく必要はありません。  
ただし、当組合を経由して回付されますので、再交付にお時間がかかります。

### 2 記入上の注意

#### ◇「申請書チェック」欄

再交付を希望するものが「年金証書」、「改定通知書」または「振込通知書」のいずれかに応じ、□欄に「チェック」をしてください。

#### ◇「年金証書の基礎年金番号」欄

基礎年金番号が不明な場合は、欄の上にある余白に当組合の年金証書記号番号（「8594」から始まる番号）を記入してください。

#### ◇「年金コード」欄

お手持ちの年金の種類により、次のとおり行ってください。

- 平成27年9月30日以前に受給権が発生した共済年金等を受給されている方  
「受給しているすべての年金の再交付を希望する」欄の「✓」チェック及び「年金コード」欄の記入は不要です（※当組合から支給している「年金証書」、「改定通知書」または「振込通知書」のみ再交付します。）。
- 平成27年10月1日以降に受給権が発生した厚生年金等を受給されている方  
「年金コード」欄に記入する年金コードが不明な場合は、「3「年金コード」について」を参考とし、記入してください。
  - ・ 受給しているすべての年金の再交付を希望する場合  
複数の公的年金を受給されている方で、すべての年金の再交付を希望される場合は、「受給しているすべての年金の再交付を希望する」欄に「✓」印を記入してください。その場合、年金コードの記入は不要です。
  - ・ 再交付を希望する年金を指定する場合  
「年金コード」欄に、再交付を希望される年金の年金コードを記入してください。
  - ・ 年金コードの記入がなかった場合  
「年金コード」欄が空白の場合は、当組合が支給する年金の再交付をいたします。

#### ◇「再交付を希望する通知書等」欄

再交付を希望する通知書を○で囲んでください。

なお、改定通知書の再交付を申請される場合は、別途、「再交付が必要な改定年月」欄もご記入ください。

#### ◇「再交付を申請する理由」欄

再交付を申請する理由を○で囲んでください。「ウ その他」の場合は具体的な内容を（ ）内に記入してください。

### 3 「年金コード」について

	年金の種類		年金コード		
	地方公務員共済組合 (地方職員共済組合等)が 支給する年金	共済年金	退職共済年金	1170	退職年金
老齢厚生年金			1130	減額退職年金	0160
障害共済年金			1370	通算退職年金	0260
厚生年金		障害厚生年金	1330	障害年金	0360
		遺族共済年金	1470	遺族年金	0460
		遺族厚生年金	1430	通算遺族年金	0960
日本年金機構 が支給する年金	国民年金	老齢基礎年金	1150	※下1桁が「0」以外、または左欄以外の年金の場合が ございますので、年金コード は「国民年金・厚生年金保険 年金証書」によりご確認ください。	
		障害基礎年金	1350・5350		
		遺族基礎年金	1450		
		老齢年金	0120・0220		
		通算老齢年金	0520		
		障害年金	0620		
	厚生年金	老齢厚生年金	1150		
		障害厚生年金	1350		
		遺族厚生年金	1450		
		老齢年金	0130		
		通算老齢年金	0230		
		障害年金	0330		
		遺族年金	0430		
国家公務員共済組合 が支給する年金 (平成27年10月1日以降)	厚生年金	老齢厚生年金	1130	※平成27年10月1日前の共 済年金及び旧共済法による 年金のコードは、「地方公務 員共済組合が支給する年金」 欄を参照してください。	
		障害厚生年金	1330		
		遺族厚生年金	1430		
日本私立学校振興・共済 事業団が支給する年金 (平成27年10月1日以降)	厚生年金	老齢厚生年金	1130		
		障害厚生年金	1330		
		遺族厚生年金	1430		

### 4 その他留意事項

#### ◇添付書類

き損による年金証書の再交付申請の場合は、その年金証書

◇申請者は、原則として**年金受給権者本人**に限られ、再交付した証書等の送付先は、当組合に登録された住所に限られます。

ただし、振込通知書を年金を受けられている方以外の方に送付する場合は、委任状(任意様式)が必要になります。

◇請求する際には、返信用切手(ただし、速達郵便での送付希望の場合は速達分を含めた切手(362円分))を同封してください。

◇以下の事由に該当する場合は、年金証書、改定通知書及び振込通知書を再交付することはできません。

- ・年金を担保に融資を受けている場合
- ・お亡くなりになった場合(改定通知書のみ再交付可能だが、相続人による請求に限る。)
- ただし、交通事故の手續等で年金支給額についての証明書が必要な場合は、「年金支給額証明書」を交付しておりますので「年金支給額証明書交付申請書」をご提出ください。
- ・年金額が全額支給停止の場合(振込通知書のみ)

#### ◇振込通知書について

- ・振込通知書の再交付は、直近にお送りした振込通知書のみとなります。

